

令和6年度 町民税・県民税

# 特別徴収のしおり

特別徴収義務者の皆様へ

令和6年度 町民税・県民税の特別徴収について

平素は町税務行政につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度について貴事業所を町民税・県民税の特別徴収義務者として指定し、その取扱いをお願いすることになりましたので、この「しおり」をご一読のうえ、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## ◇お届けした関係書類◇

令和6年度  
給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

令和6年度  
給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

令和6年度 町民税・県民税特別徴収納入書  
(給与支払報告書提出時に納付書不要とされた場合や、特別徴収税額がない場合は同封しておりません。)

※各種届出書が必要な場合、平群町ホームページ(<https://www.town.heguri.nara.jp>)  
トップページ 組織で探す(税務課) >> 個人住民税(町民税・県民税) >> 町・県民税特別徴収各種届出様式からダウンロードできます。

## ※注意※

令和6年4月1日以降、みずほ銀行で窓口納付のお取り扱いができなくなりました。

平群町役場 税務課(住民税係)  
〒636-8585  
奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号  
TEL 0745(45)6373  
FAX 0745(49)0008

※このしおりは令和6年1月1日現在の税法に従って作成しています。  
税法改正があった場合は、改正後の税法で税額を計算します。

## 【1】特別徴収事務について

### 1. 納税義務者への通知書の交付

特別徴収する場合は、特別徴収義務者を通じて5月31日までに各納税義務者に年税額等を通知することになっていきますので、「令和6年度給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」を納税義務者にすみやかに交付してください。退職その他の事由により、交付不能の場合は異動届出書を添えてお返してください。  
なお、通知した内容に誤りがありましたら税務課までご連絡ください。

### 2. 税額の徴収及び納入

#### ●月割額の徴収方法

「令和6年度 給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」に記載されている各納税義務者の6月から翌年5月までの月割額を毎月の給与から差し引き、翌月10日までに納入してください。

●納入期限・・・月割額を徴収した月の翌月の10日(日曜日、祝祭日の時はその翌日、土曜日のときは翌々日)

●納入場所・・・平群町役場または下記取扱金融機関の本支店

南都銀行 奈良信用金庫 奈良中央信用金庫 奈良県農業協同組合  
近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局

※近畿2府4県以外のゆうちょ銀行・郵便局での納入を希望される場合は、「ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知依頼書」を提出してください。

### 3. 納期限までに税金を納めなかった場合にとられる措置

#### ●延滞金について

税金を納期限までに納入されなかった場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、地方税法に定める割合で計算した金額の延滞金を加算して納入していただくことになります。

#### ●督促手数料・滞納処分について

納期限までに税金を納入されない場合は督促状を送付し、督促手数料100円がかかります。また、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金を納入しないときは、滞納処分を受けることになります。

### 4. 退職等があった場合の手続き

納税義務者に退職等の異動があったときは、下記①②いずれかの手続きをしてください。この手続きが遅れますと、督促を受けたり、納税義務者が一度に多額の税金を納めたりすることになりますので、忘れずに手続きをしてください。また、給与支払報告書を提出した者のうち、4月1日現在で退職等の異動が生じた場合は、4月15日までに給与支払報告書の提出先に給与所得者異動届出書を提出してください。(地方税法317条の6②)

#### ①特別徴収から普通徴収に切り替える場合

退職・死亡・長欠・休職等によって給与の支払いをしなくなった場合、給与所得者異動届出書を作成し、翌月10日までに提出してください。

② 退職時に未徴収税額を一括徴収し納入する場合

納税義務者の退職により最終の給与または退職金から未徴収税額を一括して徴収したときは翌月10日までに納入し、給与所得者異動届出書も同日までに提出してください。

【一括徴収する場合の取扱い】

退職等の年月日	未徴収税額の徴収方法
6月1日～12月31日	普通徴収又は一括徴収（本人の申出）
翌年1月1日～4月30日	必ず一括徴収（地方税法321条の5②）

5. 普通徴収から特別徴収への切り替え手続き

途中入社等で年度途中から特別徴収の開始をされる場合は、「普通徴収から特別徴収への切替依頼書」（以下「切替依頼書」）を提出してください。

なお、切替依頼書は、希望する特別徴収開始月の前月20日までに提出してください。

※事務処理の都合等により、希望された特別徴収開始日より後の月になる場合があります。

6. 事業所の名称・所在地等の変更があったとき

「特別徴収義務者の所在地・名称変更届」を提出してください。

【2】退職所得に係る特別徴収について

1. 退職所得に係る町民税・県民税の特別徴収

退職所得に対する個人町民税・県民税は、退職手当等の支払いの際に支払者が税額を計算し、その税額を退職手当等から差し引いて、徴収した月の翌月10日までに納入していただくことになっています。

2. 特別徴収義務者

退職手当等の支払いをする者が特別徴収義務者です。特別徴収義務者は退職手当等の支払いをする際にその退職手当等について退職所得に係る個人の町民税・県民税を徴収し、納入しなければなりません。

3. 納税義務者

退職所得に対する個人の町民税・県民税の納税義務者は、平群町内に住所を有する者で、退職手当等の支払いを受ける者です。

4. 納入すべき市町村

退職所得に係る個人の町民税・県民税は、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在におけるその納税義務者の住所地の市町村に納入してください。

ただし、翌年1月1日以降に退職する場合は、翌年1月1日現在の住所地の市町村に納入してください。その時は、一括徴収税額と退職所得に係る特別徴収税額を納入すべき市町村が異なる場合があります。

5. 個人町民税・県民税納入申告書の記載について

退職手当等の特別徴収税額の納入の際には、「個人町民税・県民税納入申告書」に必要事項を必ず記入してください。

※個人町民税・県民税納入書と同一用紙の納入済通知書の裏面にあります。

6. 退職所得の控除額

【退職所得控除額の計算方法】

勤続年数	退職所得控除額
20年まで	40万円×勤続年数（最低80万円）
21年以上	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

（注）勤続年数に1年未満の端数がある場合は切り上げます。

7. 税額の算出

税額は次の計算式によって算出されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等} \\ \hline \text{収入金額} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除後の} \\ \hline \text{退職手当等の金額} \\ \hline \text{(千円未満の端数切捨て)} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{2分の1} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{①+②=特別徴収税額} \\ \hline \text{①町民税6\%} \\ \hline \text{②県民税4\%} \\ \hline \text{(百円未満の端数切捨て)} \\ \hline \end{array}$$

役員等（※）以外の人で、勤続年数5年以下の人は、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額を課税の対象としていましたが、令和4年1月1日以降に支払いを受ける退職手当等は、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、2分の1の額ではなく全額を課税の対象とすることとされます。

※ 法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員をいいます。なお、役員等については、勤続年数が5年以下の場合、退職手当金等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の全額が課税の対象となります。

【3】納期の特例について

次の要件に該当する場合は、特別徴収税額の納入を年2回にすることができます。

- ①給与の支払いを受ける者が常時10人未満であること。
- ②町税の滞納、納付の遅納がないこと（やむを得ないと認められる場合を除く）。
- ③この申請書を提出した日以前、1年以内に納期の特例につき、その承認の取消通知を受け取ったことがないこと。

1. 納入期限

6月から11月分は12月10日までに、12月から翌年5月分については翌年6月10日までに納めてください。（日曜日、祝祭日のときはその翌日、土曜日の時は翌々日）

2. 申請の仕方

「町・県民税特別徴収の納期の特例に関する申請書」に必要事項を記入のうえ提出してください。前年度に納期の特例の承認を受けた事業所は、引き続き特例が適用されます。

※納期の特例が適用されている事業所で、給与の支払いを受ける方が常時10人未満でなくなったときは、すみやかに「町・県民税特別徴収税額の納期の特例取消届出書」を提出してください。